

「木曽悠久の森」赤沢地区の森林総合利用指針

○ はじめに

赤沢自然休養林は、大部分がヒノキの天然生林であり、「赤沢美林」として全国的に知られ、学術的にも貴重な場所であることなどから、昭和44年に自然探勝や学術研究を主たる目的とする全国初の自然休養林として指定された。

自然休養林は、国有林野施業実施計画で該当する国有林野を設定し、「木曽谷森林レクリエーション地区管理経営方針書」で、その個別具体的な森林総合利用の取扱いを定めている。

また、中部森林管理局では、平成24年より世界的にも希少な温帯性針葉樹林を保護する観点から検討を行い、平成26年に木曽地方に現存する温帯性針葉樹林の保存と復元を図る区域として定めた「森林生物多様性復元地域」（愛称：木曽悠久の森）を設定し、平成28年には木曽谷森林計画区・木曽川森林計画区地域管理経営計画書別冊「木曽悠久の森管理基本計画」（以下「管理基本計画」という。）を定め、木曽地方の温帯性針葉樹林の保存と人工林の天然林化を図る取組を進めている。

しかしながら、現行の木曽谷森林計画区第五次国有林野施業実施計画及び木曽谷森林レクリエーション地区管理経営方針書において、「管理基本計画」の反映に努めたところであるが、不十分なところも見受けられる。

このようなことから、森林総合利用を推進する場としての「赤沢自然休養林」と温帯性針葉樹林の保存を目指す「管理基本計画」との調和を図ることが必要であり、具体的には以下のとおりとする。

1 赤沢地区レクリエーションの森の活用方向について

(1) 自然観察教育ゾーン

ア 現状

（ア）レクリエーションの森の関連規定

① 第五次国有林野施業実施計画 6 (1) 林小班一覧表（抜粋）

ゾーン区分	面積 (ha)	位置 (林小班)	施業方法
自然観察教育ゾーン	349.59	80い、81い・ろ、82い、83い、84い、86い、87い、89い、90い、91い、92い・は、97い、98い、99い、100い・ろ・は1・は2・は3、119い、120い・ろ、121い	天然生林 施業

② 木曽谷森林レクリエーション地区管理経営方針書別添（抜粋）

ゾーン区分	森林の現況及び目標とする森林の取扱い	施設の設置基準等
自然観察教育ゾーン	木曽ヒノキ、アスナロの天然林を遺伝資源として保存する林木遺伝資源保存林と、人為が加わって成林した典型的な木曽ヒノキの森林生態系の保護、観察のために保護する植物群落保護林の2つの保護林と重複した区域である。それぞれの保護林の取り扱いによることとする。	歩道、あずまやを主体とした現状施設の整備・改良にとどめる。

(イ) 管理基本計画

① その他付属参考資料表1の①設定区域、地域区分及び面積（抜粋）

地域区分 [面積(ha)]	位置（林小班）
核心地域 (コアa) [3,907.78ha]	(木曽署) 68ろ、80～121、125ろ～イ、126は～イ、2145～2154、2156い・に、2157～2179、2182～2194、2198、2199い・ろ・は、2200い・ろ・は、2201、2202、2221い～に・へ・イ、2222い・ろ・れ、2223り・れ、2224い・た、2225ほ・ち

注：枠囲いは自然観察教育ゾーンに該当する林小班

② 2 (2) ① (抜粋)

「コアaは、温帯性針葉樹林を厳格に保存することを取扱いの基本方針とする。現状が天然林である森林は、原則、人為を加えずに自然の推移に委ねることとし、気象害等により発生した倒木についても下流域に被害を及ぼすおそれがある場合を除いて移動させないことを基本とする。現状が人工林である森林は、森林の公益的機能に支障が生じないよう、除伐や間伐等の保育活動を行い、50年生程度以降の主伐可能な時期に達した林分については抜き切りを繰り返し行い天然林へと誘導する。この際、木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐採時期を決定するなど、画一性を排したより長期にわたる施業を検討することとする。」

イ 調和の考え方

(ア) 利用者の入り込み状況等を踏まえ、管理基本計画の取扱いを優先する。

対象林小班：100い・ろ

(イ) 施設等の整備及び利用者の入り込み状況から、レクリエーションの森としての管理を優先する。

対象林小班：80い、82い、91い、92い・は、97い、98い、99い、119い、120い・ろ、121い

(ウ) 人為による影響を可能な限り少なくしつつ、利用者の入り込みを制限する。

対象林小班：81い・ろ、83い、84い、86い、87い、89い、90い

エ 試験地

対象林小班：100は1・は2・は3

ウ 具体的な取扱い

(ア) 利用者の入り込み状況等を踏まえ、管理基本計画の取扱いを優先する区域。

- ① 入林：利用者の入林を制限する。
- ② 危険木の伐採：木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。
- ③ 森林施業：原則、人為を加えずに自然の推移に委ねる。
- ④ 施設整備：施設（歩道を含む）の整備は行わない。

(イ) 施設等の整備及び利用者の入り込み状況から、レクリエーションの森としての管理を優先する区域。

- ① 入林：施設（歩道を含む）及びその周辺のみ認める。
- ② 危険木の伐採：利用者、施設等へ危害を及ぼす立木については、木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。
- ③ 森林施業：天然林は原則、人為を加えず自然の推移に委ねる。人工林は抜き伐りを繰り返し行い天然林へと誘導する。ただし、施設の周辺については、必要に応じ灌木等の除去を行う。
- ④ 施設整備：既存施設（歩道を含む）の整備・改良にとどめる。新たな施設については、原則として設置しない。

(ウ) 人為による影響を可能な限り少なくしつつ、利用者の入り込みを制限する区域。

- ① 入林：施設（歩道を含む）及びその周辺のみ認める。ただし、学術研究や自然観察教育を目的とするものを原則とし、かつ木曽森林管理署長が必要と認める場合に限るものとする。また、入林にあたっては、木曽森林管理署長が適当と認める者が同行するものとする。
- ② 危険木の伐採：利用者、施設等へ危害を及ぼす立木については、木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。
- ③ 森林施業：天然林は原則、人為を加えず自然の推移に委ねる。人工林は抜き伐りを繰り返し行い天然林へと誘導する。
- ④ 施設整備：既存施設（歩道を含む）の整備・改良にとどめる。新たな施設については、原則として設置しない。

(エ) 試験地

試験地の取扱いについては、関係する研究者の意見を聞いた上で、植生専門部会で方向性を検討する。

(2) 森林スポーツゾーン

ア 現状

(ア) レクリエーションの森の関連規定

- ① 第五次国有林野施業実施計画 6 (1) 林小班一覧表（抜粋）

ゾーン区分	面積 (ha)	位置 (林小班)	施業方法
森林スポーツゾーン	43.49	72ろ、73い・ろ、79い～は	育成複層林施業
		80ろ、82ろ、90は、91ろ	天然生林施業
		70イ、72イ、73イ・ロ、79イ～ニ	林地以外

② 木曽谷森林レクリエーション地区管理経営方針書別添（抜粋）

ゾーン区分	森林の現況及び目標とする森林の取扱い	施設の設置基準等
森林スポーツゾーン	南股沢上流部に区画された区域で、園地、駐車場、宿舎等が集中的に整備されている所である。人工林のヒノキ、サワラで8割、残りを天然ヒノキが占めている。林内の利用空間の確保に配慮しつつ人工林については間伐を繰返し針広混交林に誘導する。天然林については、原則として現状林分を維持する。	歩道、あずまやを主体とした現状施設の整備・改良にとどめる。

（イ）管理基本計画

① その他付属参考資料表1の①設定区域、地域区分及び面積（抜粋）

地域区分 [面積(ha)]	位置（林小班）
核心地域 (コアa) [3,907.78ha]	68ろ、80~121、125ろ~イ、126は~イ、2145~2154、2156い~に、2157~2179、2182~2194、2198、2199い~ろ~は、2200い~ろ~は、2201、2202、2221い~に~へ~イ、2222い~ろ~れ、2223り~れ、2224い~た、2225ほ~ち 注：森林鉄道周辺の天然林
緩衝地域 [5,508.06ha]	54、55、57~67、68い~は~イ、69~79、133~154、198~208、2102~2116、2247~2249、2292、2293

注：枠囲いは森林スポーツゾーンに該当する林小班。

② 2 (2) ① (抜粋)

「コアaは、温帯性針葉樹林を厳格に保存することを取扱いの基本方針とする。現状が天然林である森林は、原則、人為を加えずに自然の推移に委ねることとし、気象害等により発生した倒木についても下流域に被害を及ぼすおそれがある場合を除いて移動させないことを基本とする。現状が人工林である森林は、森林の公益的機能に支障が生じないよう、除伐や間伐等の保育活動を行い、50年生程度以降の主伐可能な時期に達した林分については抜き切りを繰り返し行い天然林へと誘導する。この際、木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐採時期を決定するなど、画一性を排したより長期にわたる施業を検討することとする。」

「バッファは、核心地域に対する緩衝機能を発揮させることを基本方針とする。現状が天然林である森林については、天然下種更新により現在の天然のヒノキ等の持続を図ることとする。なお、天然更新技術の向上が図られつつあるものの、ササの処理や更新が完了するまでに相当の労力と時間を要する等の課題があるため、モニタリングを重点的に行い、学識経験者による技術面でのサポートを受けながら進めることとする。現状が人工林である森林は、種の多様性を高めるような施業や木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐期を定める施業など、画一性を排したより長期にわたる施業を行う。また、更新に当たっては同一地域内の天然木の母樹に由来する種子を用いることとする。」

イ 調和の考え方

(ア) 利用者の入り込み状況等を踏まえ、管理基本計画の取扱いを優先する。

対象林小班：該当なし。

(イ) 施設等の整備及び利用者の入り込み状況から、レクリエーションの森としての管理を優先する。

林小班：70イ、72ろ・イ、73い・ろ・イ・ロ、79い～は・イ～ニ、80ろ、82ろ、90は、91ろ

(ウ) 人為による影響を可能な限り少なくしつつ、利用者の入り込みを制限する

対象林小班：該当なし

ウ 具体的な取扱い

(ア) 施設等の整備及び利用者の入り込み状況から、レクリエーションの森としての管理を優先する区域。

- ① 入林：施設（歩道を含む）及びその周辺のみ認める。
- ② 危険木の伐採：利用者、施設等へ危害を及ぼす立木については、木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。
- ③ 森林施業：天然林は原則、人為を加えず自然の推移に委ねる。人工林は抜き伐りを繰り返し行い天然林へと誘導する。ただし、施設の周辺については、必要に応じ灌木等の除去を行う。
- ④ 施設整備：既存施設（歩道を含む）の整備・改良にとどめる。新たな施設については、原則として設置しない。

(3) 風景ゾーン

ア 現状

(ア) レクリエーションの森の関連規定

- ① 第五次国有林野施業実施計画 6 (1) 林小班一覧表（抜粋）

ゾーン区分	面積(ha)	位置(林小班)	施業方法
風景ゾーン	273.82	81は、83ろ、84ろ・に、85ろ・は・ほ、86ろ・に・へ、87ろ、88い、89ろ・に、92ろ、93ろ～に2、94い、95ろ・ほ・へ、96ろ～ほ	育成複層林施業
		81に、84は・ほ、85い・に、86は・ほ・と、87は、88ろ・は、89は・ほ、90ろ、92に、93い、ほ、95い・は・に、96い、97ろ～に、98ろ・は	天然生林施業

② 木曽谷森林レクリエーション地区管理経営方針書別添（抜粋）

ゾーン区分	森林の現況及び目標とする森林の取扱い	施設の設置基準等
風景ゾーン	この一帯は、利用者の集中する自然観察教育ゾーン及び森林スポーツゾーンの背景林的役割を持つ森林であり、天然林ヒノキ、サワラと人工林ヒノキからなっている。天然林については、原則として現状林分の維持を図り、人工林については、針広混交林に誘導する。	施設の積極的な設置は行わない。

（イ）管理基本計画

① その他付属参考資料表 1 の①設定区域、地域区分及び面積（抜粋）

地域区分 [面積 (ha)]	位置（林小班）
核心地域 (コア a) [3,907.78ha]	(木曽署) 68ろ、80～121、125ろ～イ、126は～イ、2145～2154、2156い・に、2157～2179、2182～2194、2198、2199い・ろ・は、2200い・ろ・は、2201、2202、2221い～に・へ・イ、2222い・ろ・れ、2223り・れ、2224い・た、2225ほ・ち

注：枠囲いは風景ゾーンに該当する林小班

② 2 (2) ①（抜粋）

「コア a は、温帯性針葉樹林を厳格に保存することを取扱いの基本方針とする。現状が天然林である森林は、原則、人為を加えずに自然の推移に委ねることとし、気象害等により発生した倒木についても下流域に被害を及ぼすおそれがある場合を除いて移動させないことを基本とする。現状が人工林である森林は、森林の公益的機能に支障が生じないよう、除伐や間伐等の保育活動を行い、50年生程度以降の主伐可能な時期に達した林分については抜き切りを繰り返し行い天然林へと誘導する。この際、木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐採時期を決定するなど、画一性を排したより長期にわたる施業を検討することとする。」

イ 調和の考え方

（ア）利用者の入り込み状況等を踏まえ、管理基本計画の取扱いを優先する。

対象林小班：81は・に、83ろ、84ろ～ほ、85い～ほ、86ろは～と、87ろ・は、88い～は、89ろ～ほ、90ろ、92ろ・に、93い～ほ、94い、95い～へ、96い～ほ、97ろ～に、98ろ・は

（イ）施設等の整備及び利用者の入り込み状況から、レクリエーションの森としての管理を優先する。

対象林小班：該当なし。

（ウ）人為による影響を可能な限り少なくしつつ、利用者の入り込みを制限する

対象林小班：該当なし。

ウ 具体的な取扱い

(ア) 利用者の入り込み状況等を踏まえ、管理基本計画の取扱いを優先する区域。

- ① 入林：利用者の入林を制限する。
- ② 危険木の伐採：木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。
- ③ 森林施業：原則、人為を加えずに自然の推移に委ねる。
- ④ 施設整備：施設（歩道を含む）の整備は行わない。

(4) 風致探勝ゾーン

ア 現状

(ア) レクリエーションの森の関連規定

- ① 第五次国有林野施業実施計画 6 (1) 林小班一覧表（抜粋）

ゾーン区分	面積(ha)	位置(林小班)	施業方法
風致探勝ゾーン	92.66	53に、54ほ、55へ・ち、61は・に、62ろ・に、65は、66ろ、67は、68は、69ろ、70ろ、122ろ、131に・ほ、132ろ、133ろ、134は、135へ・ち～ぬ、137ろ・は、138ろ、144に・へ、145と・り・る、146ろ、208ぬ、209に・ほ、210ほ	育成複層林施業
		53ほ、54に・へ、55と・り、143に、145ち・ぬ・わ、208い・り・る	天然生林施業
		53イ、62イ・ロ、66イ、68イ、69イ、208イ、209イ～ハ	林地以外

注：53に・ほ・イ、209に・ほ・イ～ハ、210ほ は悠久の森の区域外。

- ② 木曽谷森林レクリエーション地区管理経営方針書別添（抜粋）

ゾーン区分	森林の現況及び目標とする森林の取扱い	施設の設置基準等
風致探勝ゾーン	渓谷に沿って帯状に区画された区域で、この中に赤沢駐車場まで林道が開設されている。渓谷に沿って休養林中心部まで自然探勝に利用されている区域である。人工林ヒノキ、サワラを中心としており、一部カンバ等の広葉樹が混入している。広葉樹の侵入を図り針広混交林へ誘導する。	施設の積極的な設置は行わない。

(イ) 管理基本計画

① その他付属参考資料表1の①設定区域、地域区分及び面積（抜粋）

地域区分 [面積 (ha)]	位置 (林小班)
核心地域 (コア b) [7,163.43ha]	[122~124]、125い、126い・ろ、[127~132]、155~197、2117~2144、2155、 2156ろ・は、2180~2181、2195~2197、2199に～り、2200に・ほ、2203 ～2220、2221ほ、2222は～た・そ、2223い～ち・ぬ～た、そ～ね、2224 ろ～よ・れ、2225い～に・へ・と・り～れ、2226~2246
緩衝地域 [5,508.06ha]	[54、55、57~67、68い・は～イ、69~79、133~154、198~208]、2102~ 2116、2247~2249、2292、2293

注：枠囲いは風致探勝ゾーンに該当する林小班。

② 2 (2) ① (抜粋)

「コア b は、天然林へ誘導することを取扱いの基本方針とし、現状が天然林である森林はコア a と同様の取扱いとする。また、現状が人工林である森林についてもコア a と同様の取扱いとする。なお、区域の中には種子源となる天然林が存在しない人工林もあることから、人工林の天然林誘導に関するモニタリングを重点的に行い、学識経験者らによる技術面でのサポートを受けながら検討を進めていくこととする。なお、核心地域には、温帯性針葉樹に分類されないカラマツの人工林が937ha（コア a に90ha、コア b に847ha）存在し、その森林の取扱いについては、①一定程度抜き切りを繰り返し行い天然林に誘導する、②皆伐し核心地域内の母樹に由来する種子を用いた植え付けを行う等の施業方法を、林況や種子源からの距離等を勘案して選択し、その実施箇所の検証を行いながら進めていくこととする。」

「バッファは、核心地域に対する緩衝機能を発揮させることを基本方針とする。現状が天然林である森林については、天然下種更新により現在の天然のヒノキ等の持続を図ることとする。なお、天然更新技術の向上が図られつつあるものの、ササの処理や更新が完了するまでに相当の労力と時間を要する等の課題があるため、モニタリングを重点的に行い、学識経験者らによる技術面でのサポートを受けながら進めることとする。現状が人工林である森林は、種の多様性を高めるような施業や木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐期を定める施業など、画一性を排したより長期にわたる施業を行う。また、更新に当たっては同一地域内の天然木の母樹に由来する種子を用いることとする。」

イ 調和の考え方

(ア) 利用者の入り込み状況等を踏まえ、管理基本計画の取扱いを優先する。

林小班：該当なし。

(イ) 施設等の整備及び利用者の入り込み状況から、レクリエーションの森としての管理を優先する。

対象林小班：54に・へ・ほ、55へ・と・り、61は・に、62ろ・に・イ・ロ、65
は、66ろ・イ、67は、68は・イ、69ろ・イ、70ろ、122ろ、131に
・ほ、132ろ、133ろ、134は、135へ・ち～ぬ、137ろ・は、138ろ、
143に、144に・へ、145と～わ、146ろ、208い・り～る・イ

(ウ) 人為による影響を可能な限り少なくしつつ、利用者の入り込みを制限する
対象林小班：該当なし。

ウ 具体的な取扱い

- (ア) 施設等の整備及び利用者の入り込み状況から、レクリエーションの森としての管理を優先する区域。
- ① 入林：施設（歩道を含む）及びその周辺のみ認める。
 - ② 危険木の伐採：利用者、施設等へ危害を及ぼす立木については、木曽悠久の森における危険木の取扱要領による。
 - ③ 森林施業：天然林は原則、人為を加えず自然の推移に委ねる。人工林は抜き伐りを繰り返し行い天然林へと誘導する。ただし、施設の周辺については、必要に応じ灌木等の除去を行う。
 - ④ 施設整備：既存施設（歩道を含む）の整備・改良にとどめる。新たな施設については、原則として設置しない。

(5) その他

- ・上記骨子案に示されていない詳細事項等については、関係する専門部会において検討する。
- ・災害及び防災に対しては、必要に応じて治山事業等を実施する。

2 千本立地区・奥千本地区の新たなルールについて

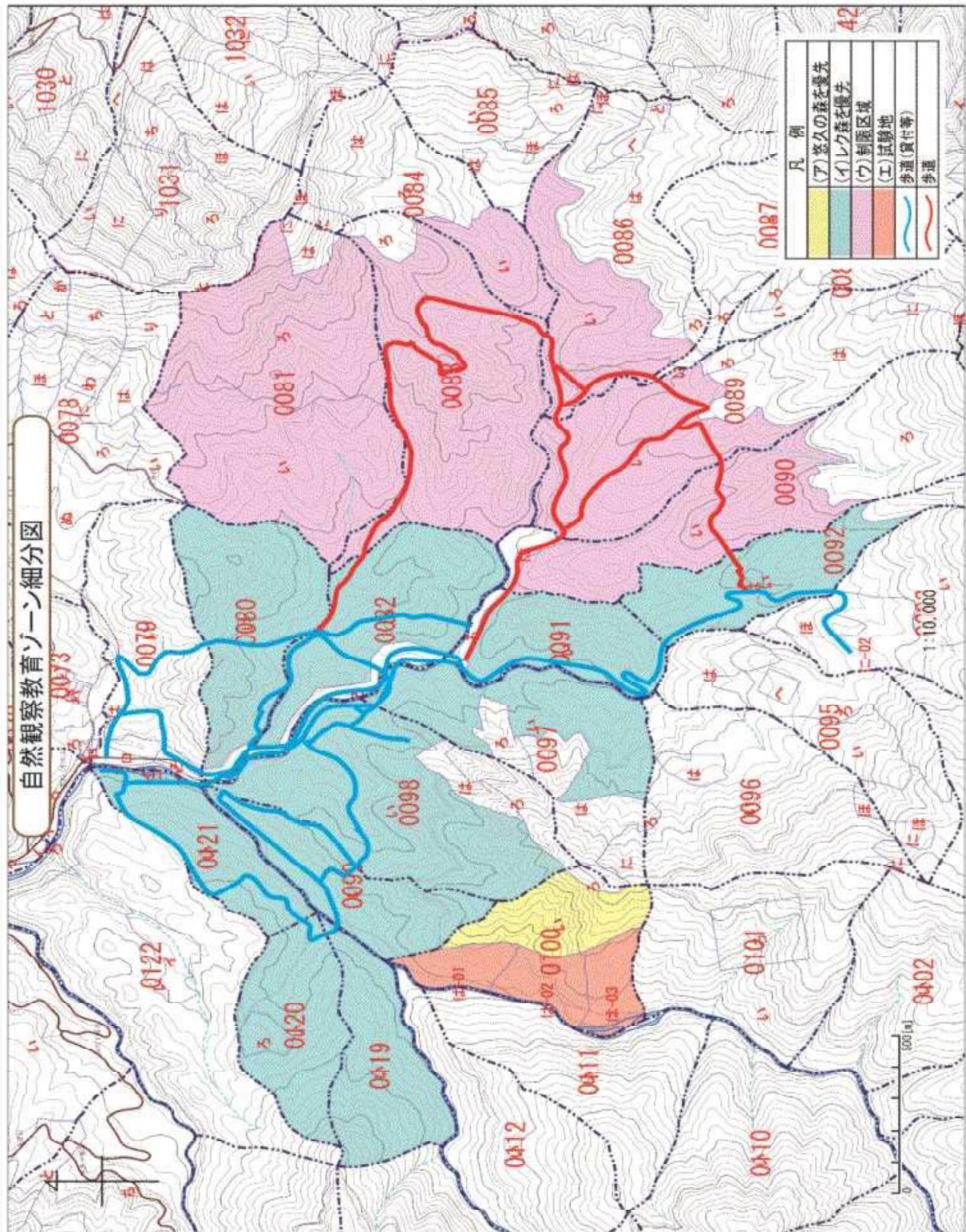
- (1) 入林については、施設（歩道を含む）及びその周辺のみ認める。ただし、学術研究や自然観察教育を目的とするものを原則とし、かつ木曽森林管理署長が必要と認める場合に限るものとする。なお、これまで実施されてきた、森林浴大会については、当面の間、認めることとする。
- (2) 入林にあたっては、木曽森林管理署長が適当と認める者が同行するものとする。

3 アスナロの取扱いについて

レクリエーションの森としての管理を優先する区域においては、ヒノキ林の景観を確保するため、「灌木等の除去」のひとつとして、アスナロの除去を行うことができるものとする。

4 その他

- 本指針については、原則として5年毎に見直すこととする。
本指針については、令和元年10月25日から施行する。



森林スポーツゾーン細分図

